

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 9 月

令和 4 年 6 月 改訂

東栄町通学路交通安全対策連絡会

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月 1 日、特に交通安全対策が必要と思われる東栄小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議しました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「東栄町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に安心して通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全対策連絡会の設置

関係機関の連携を図るため、以下の 4 つの構成で「通学路交通安全対策連絡会」を設置しました。

《連絡会》

- ・(座長)教育長
 - ・(教育)東栄小学校長、東栄中学校長、町教育課長
 - ・(公安)設楽警察署交通課長、交通安全協会設楽支部東栄分会長、町総務課長
 - ・(道路)新城設楽建設事務所設楽支所建設課長、同管理課長、町事業課長
- 【事務局】教育課(学校との調整)、総務課(警察との調整、交通安全の啓発)、建設課(愛知県との調整、町道の管理)

本プログラムは平成 27 年度に本連絡会で策定しました。今後は必要に応じ見直しを図ります。

《実行部隊》

- ・(教育)東栄小学校、東栄中学校、教育委員会
- ・(小学校)スクールガード活動推進員、各通学路見守り隊(7 地区 22 人のうちから選出)
- ・(公安)設楽警察署交通課長、交通安全協会設楽支部東栄分会長、町総務課
- ・(道路)新城設楽建設事務所設楽支所建設課長・管理課長、町建設課

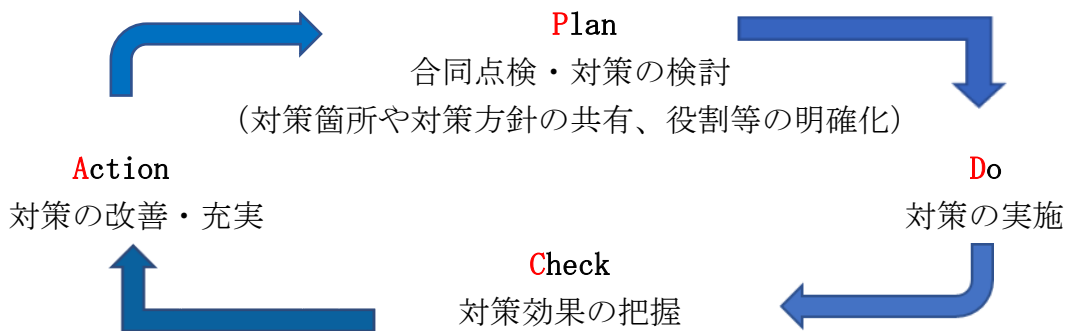
《情報提供先》

- ・(小学校)PTA会長、地区委員(通学路管轄地区)
 - ・(中学校)PTA会長、評議員(通学路管轄地区)
 - ・(公安)町内駐在所署員
 - ・(東栄町)交通安全推進協議会長(事務局)
- 必要に応じて、広報紙・HPでも周知します。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、引き続き合同点検を行うとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 定期点検の実施

年に1回、連絡会において通学路の合同点検を実施します。

(3) 対策検討

点検の結果から明らかになった対策必要箇所に応じた対策方針を検討します。

【例】歩道整備やグリーンベルトの設置などのハード対策
交通規制や交通安全教育などのソフト対策

(4) 対策の実施

対策実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で協力・連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後には、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を適切なタイミングで確認し、連絡会で報告します。

【効果把握方法の例】

- ・学校関係者を対象としたヒアリング
- ・関係団体による現地調査

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校並びに中学校の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。